

ゆうべつアウトドアクラブYU-PAL会則

(目 的)

第1条 この会は、湧別川流域を拠点に会員相互の親睦と安全に野外活動を楽しむため、自ら研鑽するとともに、野外活動を通して知己に貢献することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、ゆうべつアウトドアクラブYU-PAL（以下「クラブ」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

(活 動)

第3条 このクラブの活動は、次に掲げるものとする。

- (1) アウトドアレクリエーションの普及振興に関する活動
- (2) 自然環境の保護、保全に関する活動
- (3) 湧別川流域の振興と活性化に関する活動
- (4) 野外活動等を行う団体との連携と親睦に関する活動
- (5) 会員相互の親睦を図るための活動
- (6) 野外活動指導者等の養成に関する活動
- (7) その他クラブの目的を達成するために必要な活動

(入会及び退会等)

第4条 このクラブに入会しようとするものは、会長に申し出るものとする。

- 2 会員が活動を休止するときは、会長に申し出なければならない。
- 3 会員が退会しようとするときは、会長に申し出なければならない。
- 4 会長は、各項の申し出があったときは、直近の役員会に諮り承認を求めるものとする。

(経 費)

第5条 このクラブの経費は、会費、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充て、必要に応じ総会の議決により特別負担金をもって充当することができる。

(会 費 等)

第6条 このクラブの会員は、会費として年6,000円（月500円）を納めなければならない。

- 2 会費の納入は、年度の初めに一括納付する他、半期（4月・9月）納付又は毎月納付を選択できる。
- 3 会員が第4条第2項により休会するときは、当該月以降の会費は免除し、復帰したときは当該月から納める。
- 4 会員が第4条第3項により退会するときは、既納の会費から当該月までを除き返還する。
- 5 会員が2箇年度を超えて会費を納入しないときは、役員会の承認を経て第4条第3項の規定に関わらず退会させることができる。但し、第4条第2項の会員は除く。

（役員）

第7条 このクラブに次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副 会 長 2名
- 幹 事 若干名
- 監 査 役 2名

（役員職務）

第8条 会長はクラブを代表し、その業務を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐してクラブの業務を行い、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときには、副会長がその職務を代行する。
- 3 幹事は、会長、副会長を補佐してクラブの事業を行い、会長、副会長に事故あるとき又は会長、副会長が欠けたときは、年長の幹事がその職務を代行する。
- 4 監査役は、このクラブの業務及び会計を監査する。

（役員選任及び任期等）

第9条 役員は、総会において選任し、その任期は2年とする。但し、再任は妨げないものとする。

- 2 役員は、任期満了となっても後任者が就任するまで、その職を行わなければならない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、必要に応じ後任者を選任することとし、その任期は前任者の残任期間とする。

（報酬等）

第10条 役員は、無報酬とする。但し、役員会において特に必要と認めるときは、その職務を行うために必要な費用を弁償することができる。

(総 会)

第11条 総会は、通常総会として毎年度1回開催するほか、必要があるときは、臨時に総会を開催する。

2 通常総会は、役員会の議決に基づき会長が招集する。

3 臨時の総会は、役員会が必要と認めたとき及び会員の5分の1以上から会長に対し、総会の目的事項及び招集理由を示して、総会の請求があったときとする。

4 総会の招集は、開催日の5日前までに、会員に通知しなければならない。

(総会の権限等)

第12条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 役員を選任及び解任

(5) 解散

(6) 会費又は負担金の徴収額

(7) その他クラブが必要と認める事項

(総会の決議等)

第13条 総会の議長は、総会において出席会員の中から選出する。

2 総会は、出席した会員を持って構成し、議決は出席会員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長が決する。

3 会員は、他の会員を代理人として出席させて議決に加えることができる。

(役員会)

第14条 役員会は、会則第7条に規定する役員を持って構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長は会長があたる。

3 役員会は、次の事項について議決する。

(1) 事業報告及び決算報告

(2) 事業計画及び収支予算

4 役員会は、クラブの重要事項について審議する。

(顧問)

第15条 このクラブに顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、クラブの重要事項につき会長から諮問があったときは、その事項につい

て答申する。

- 4 顧問は、役員会で必要と認めるときは、総会並びに役員会に出席して意見を述べるることができる。

(事務局)

第16条 会長は、事務の適正な処理を図るため、役員会の承認を経て事務局を置き、会員から事務局長を選任することができる。

(会計等)

第17条 このクラブの会計は、毎年度4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 会長は、会計の適正な処理を図るため、役員会の承認を経て会計を選任することができる。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、2013年4月19日から施行する。